



第35回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年3月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門
4階 富士の間

決議事項

- 第1号議案：資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
- 第2号議案：定款一部変更の件
- 第3号議案：取締役8名選任の件

インターネット及び郵送等による議決権行使期限
2025年3月25日（火曜日）午後5時まで

定時株主総会終了後に、株主懇談会の開催を予定しています。



Message from CEO

ごあいさつ

株主のみなさまにおかれましては、平素より格別のご支援、ご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

2024年は当社にとって変革の年であり、新しい社名とブランドのもと、テクノロジーに立脚し日本及び世界中の患者さまに新薬をお届けするバイオ医薬品企業になるための大きな一歩を踏み出しました。

商業面では、ピヴラッツ®に加え塩野義製薬と提携したクービビック®を日本で上市し、売上高の成長に貢献するなど、素晴らしい進捗を達成しました。また、韓国やその他の主要なAPAC（中国除く）市場でもこれらの製品を患者さまに提供できるよう準備を進めています。

さらに重要なことに、提携パイプライン全体が大きく前進し、複数のプログラムが後期臨床開発段階へと進捗しました。これらの進捗も含め、2024年には契約一時金・マイルストンを合わせて約90百万ドルの収入をもたらしました。これらのプログラムは、神経・精神疾患、代謝性疾患、免疫及び炎症性疾患など、アンメットニーズと市場規模のきわめて大きな疾患領域において、新たな治療法となることを目指しています。特に、提携先のニューロクライン社によるムスカリン受容体作動薬ポートフォリオの進捗は、非常に期待が膨らむものであり、2025年には当社が設計した分子が初めて第Ⅲ相臨床試験に進む予定です。

当社が自社開発するプログラム3品目についても、初期臨床開発において計画通りに進捗しており、今後12～18ヵ月以内に重要なマイルストンを達成できる見込みです。また、「NxWave™」プラットフォームへの継続的な投資と最先端のテクノロジー企業との提携により、標的GPCRに加えイオンチャネルやトランスポーターなどの他の重要な膜貫通型タンパク質に対する新たな創薬機会が生まれてきています。さらに、当社が関心を寄せている標的GPCRに対して、ペプチドや抗体などの新たなモダリティでの創薬も可能となり、当社の創薬力とチャンスはさらに広がってきています。

2024年は以下のようなビジネスの進捗がありました。

- ・不眠症治療薬クービビック®（グリドレキサント）の塩野義製薬との提携、日本での承認取得及び販売開始
- ・韓国でグリドレキサントの第Ⅲ相臨床試験を開始
- ・提携先のニューロクライン社による統合失調症治療薬候補NBI-1117568（M4作動薬）の第Ⅱ相臨床試験の良好な結果の発表及びNBI-1117567（M1 preferring agonist）の第Ⅰ相臨床試験開始
- ・ファーストインクラスの統合失調症治療薬候補GPR52作動薬の開発を目的とした、バーリンガーインゲルハイム社との新規グローバル提携及びライセンスの独占的オプション契約締結
- ・提携先であるCentessa社による3つの睡眠障害（ナルコレプシー1型、ナルコレプシー2型、特発性過眠症）に対するORX750の第Ⅱ相臨床試験開始
- ・自社プログラムである炎症性腸疾患治療薬候補NXE0033744（EP4作動薬）の第Ⅰ相臨床試験開始
- ・PrecisionLife社との戦略的研究開発提携の対象拡大
- ・AIを活用しGPCRなどの創薬が困難な標的に対する抗体設計を手掛けるバイオ医薬品企業であるAntiverse社との新規提携及びライセンス契約締結
- ・2024年4月1日、社名及びブランド名を「ネクセラファーマ」に変更

当社グループは、今後も、世界をリードするサイエンスへの投資を行い、人生を変える医薬品の提供を加速するというミッションの実現に向けて邁進してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

2025年2月
代表執行役社長CEO
クリストファー・カーギル

株主のみなさまへ

東京都港区赤坂九丁目7番2号
ネクセラファーマ株式会社
(旧商号：そーせいグループ株式会社)
代表執行役社長 CEO クリストファー・カーギル

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第35回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.nxera.life/jp>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆さま」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東証ウェブサイト】 <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ネクセラファーマ」または「コード」に当社証券コード「4565」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使について」（4ページ）をご参照いただき、2025年3月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時	2025年3月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
場 所	東京都千代田区隼町1番1号 ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士の間 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
目 的 事 項	報告事項 1. 第35期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第35期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件

招 集 にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

1. ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
2. インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。
3. インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
4. 議決権の不統一行使をする場合は、本総会の3日前までに書面または電磁的方法により議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を当社株主名簿管理人に通知するものといたします。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。
なお、監査委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告「企業集団の現況」のうち
 - 事業の経過及び成果
 - 直前3事業年度の財産及び損益の状況
 - 対処すべき課題
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所及び工場
 - 使用人の状況
 - 主要な借入先の状況
 - その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・事業報告「会社の現況」のうち
 - 株式の状況
 - 新株予約権等の状況
 - 会計監査人の状況
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - 会社の支配に関する基本方針
- ・連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表）
- ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

● 議決権行使について 以下の3つの方法により行使いただくことができます。



インターネット等で議決権を行使される場合

パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従ってご行使ください。

行使期限 2025年3月25日（火曜日）午後5時入力分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

<スマート行使>

スマートフォンをご利用の方は、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ることで「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。詳細は本招集ご通知と併せてお送りするリーフレットをご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



<ご注意事項>

●議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

フリーダイヤル **0120-652-031**（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家のみなさまへ

議決権行使の方法として、株式会社にJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



書面で議決権を行使される場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年3月25日（火曜日）午後5時到着分まで



当日ご出席される方へ

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年3月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 東京都千代田区隼町1番1号 ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士の間

● インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の模様は、当日インターネットを通じてリアルタイムでご視聴いただけるようライブ配信を行います。詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

なお、本ライブ配信はご視聴専用となります。議決権行使や質疑応答をすることはできませんのでご了承ください。

● 株主総会参考書類

第 1 号 議 案 資 本 準 備 金 の 額 の 減 少 及 び 剰 余 金 の 処 分 の 件

今後、株主価値向上に資する施策を柔軟に実施できるよう、下記のとおり、資本準備金の全額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。なお、これによる発行済株式総数及び純資産額に変更はありません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 35,288,890,082円

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年4月18日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、前項に基づく資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金の一部である14,620,719,168円を繰越利益剰余金に振り替えることで、損失の処理をいたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 14,620,719,168円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 14,620,719,168円

(3) 剰余金の処分の効力発生日

2025年4月18日を予定しております。

第 2 号 議 案 定 款 一 部 変 更 の 件

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和 3 年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、改正法の趣旨、社会全体のデジタル化の進展等を踏まえ、大規模災害発生時等の開催リスクの低減も念頭に、臨機応変な対応ができるよう株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、定款第12条第 2 項を新設するものであります。

なお、当社は本定款一部変更に必要な産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第 1 項に基づく経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 （下線は変更箇所）

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会 （招集） 第12条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。 <新設>	第 3 章 株主総会 （招集） 第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u> 2 当会社の株主総会は、<u>場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第 3 号 議 案 取 締 役 8 名 選 任 の 件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役8名の選任を提案するものであります。

指名委員会では、取締役候補者の決定にあたり、経営経験、専門性、経歴・実績、他社との兼職状況など各候補者のスキル及び職務遂行状況、心身の健康状態、コンプライアンス意識などを考慮しております。また、性別・国籍などにおいても高い多様性の実現に配慮しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	属 性	取締役会 出席回数
1	クリストファー・カーギル Christopher Cargill	取締役、 代表執行役社長CEO、報酬委員	再 任	17/17 回
2	デビッド・ロブリン David Roblin	社外取締役、 報酬委員長、指名委員	再 任 社 外 独 立	14/17 回
3	なが い のりあき 永井 智亮	社外取締役、 指名委員、監査委員	再 任 社 外 独 立	17/17 回
4	ロルフ・ソダストロム Rolf Soderstrom	社外取締役、 監査委員長、報酬委員	再 任 社 外 独 立	16/17 回
5	せき み わ 関 美和	社外取締役、 指名委員長、監査委員	再 任 社 外 独 立	16/17 回
6	とみ た えい こ 富田 英子	社外取締役 監査委員	再 任 社 外 独 立	17/17 回
7	し む ら な お こ 志村 直子	—	新 任 社 外	—
8	ニコラ・ラブソン Nicola Rabson	—	新 任 社 外 独 立	—

再 任 再任取締役候補者 新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

ご参考 各取締役候補者のスキルマトリクスは、以下のとおりです。
 なお、以下の一覧表は、各取締役候補者が有するすべての知見を表すものではありません。

在任年数	スキル					
	企業経営	技術・研究開発	事業戦略・マーケティング	財務・会計	法律・コンプライアンス	人事・労務
3年	●		●	●		
7年	●	●	●			
6年	●		●	●	●	
5年	●		●	●		
3年	●		●	●		
2年	●	●	●			
—					●	
—					●	●

候補者番号

1

クリストファー・カーギル
Christopher Cargill

生年月日 1984年1月3日

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2009年 2月 KPMG入社
2010年 4月 JPMorgan Chase & Co入社
2017年 9月 当社コーポレートコミュニケーション部長
2018年 6月 当社暫定CFO
同 年 同 月 Sosei R&D Ltd. ディレクター
2018年11月 当社執行役副社長兼CFO
2019年 1月 Heptares Therapeutics Ltd. (現 Nxera Pharma UK Limited) 取締役 (現任)
2021年 4月 当社執行役 COO兼CFO
2021年 9月 当社執行役 CFO
2022年 3月 当社取締役兼代表執行役社長CEO (現任)
2022年 8月 Sosei Group USA Inc. (現 Nxera Pharma USA Inc.) 取締役 (現任)
2023年 4月 株式会社そーせい 代表取締役社長
2023年 7月 イドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社
(現 ネクセラファーマジャパン株式会社) 取締役
2024年 9月 ネクセラファーマジャパン株式会社 代表取締役 (現任)



所有する当社の株式数
73,880株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
17/17回

■ 担当する委員の状況 … 報酬委員

【重要な兼職の状況】

ネクセラファーマジャパン株式会社 代表取締役
Nxera Pharma UK Limited 取締役

取締役候補者とした理由

Christopher Cargill氏は、海外大手金融機関等での業務経験に基づく、財務・会計分野の豊富な専門知識を有しております。2017年の当社入社以降、CFOとして経営戦略の立案を担い、2022年3月からは当社取締役兼代表執行役社長CEOとして、当社のビジネスへの深い理解のもと、経営全般を牽引し、その高い経営管理能力を発揮してまいりました。その経験とマネジメント力が当社の更なる発展に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

デビッド・ロブリン

David Roblin

生年月日 1966年9月25日

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年 4月 St George's and St Bartholomew's Hospital 臨床診療
1997年 6月 Bayer Pharma AG 抗感染症治療分野ヘッド
2008年 6月 Pfizer Inc. シニア・ヴァイス・プレジデント、ヘッド・オブ・リサーチ、
サイト・ヘッド、チーフ・メディカル・オフィサー、ヨーロッパR&D
2011年 4月 Creabilis チーフ・メディカル・オフィサー
2013年 9月 Swansea University, School of Medicine 名誉教授(現任)
2014年 2月 The Francis Crick Institute COO
2015年 6月 St George's Hospital Medical School トランスレー
ショナル医療 名誉教授 (現任)
2017年 2月 The Francis Crick Institute Scientific Translation チ
ェアマン (現任)
同 年 同 月 Summit Therapeutics 研究開発担当プレジデント
2018年 6月 当社社外取締役 (現任)
2020年 3月 Juvenescence Ltd. COO兼CEO JuvRX ディビジョン
2022年 4月 Relation Therapeutics Limited CEO (現任)
同 年 同 月 Centauri Therapeutics Limited チェア オブ ボード
(現任)



所有する当社の株式数

9,231株

社外取締役在任年数

7年

取締役会出席状況

14/17回

■ 担当する委員の状況 … 報酬委員長、指名委員

【重要な兼職の状況】

The Francis Crick Institute Scientific Translation チェアマン
Relation Therapeutics Limited CEO
Centauri Therapeutics Limited チェア オブ ボード

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

David Roblin氏は、医師として臨床に携わったのち、大手製薬企業においてヨーロッパにおける研究開発部門のヘッド及びシニア・ヴァイス・プレジデントを務めるなど製薬業界で優れた実績を有しております。企業経営、技術・研究開発及び事業戦略・マーケティングの専門的見地から、研究開発全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

なが い の り あ き
永井 智亮

生年月日 1957年12月1日

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1981年 4月 野村證券株式会社 入社
1998年 9月 ノムラ・インターナショナル plc. 欧州アドミニストレーション業務部門長
2000年 6月 野村證券株式会社 法務部長
2006年 4月 野村ホールディングス株式会社 執行役 コーポレート担当、野村證券株式会社 執行役 法務担当
2010年 4月 野村證券株式会社 執行役常務 経営企画・法務・秘書担当
2011年 4月 野村ホールディングス株式会社 執行役員 チーフ・リーガル・オフィサー（CLO）、野村證券株式会社 常務執行役員 法務・秘書担当
2013年 6月 株式会社証券保管振替機構 社外取締役
同 年 同 月 株式会社日本証券クリアリング機構 社外取締役
2014年 4月 野村ホールディングス株式会社 執行役員 コーポレート統括補佐・CLO、野村證券株式会社 常務執行役員 企画管理統括補佐
2015年 4月 同志社大学法学部 教授
2019年 3月 当社社外取締役（現任）



所有する当社の株式数

36,776株

社外取締役在任年数

6年

取締役会出席状況

17/17回

■ 担当する委員の状況 … 指名委員、監査委員

【重要な兼職の状況】

該当無し

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永井 智亮氏は、大手証券会社のコーポレート部門で要職を歴任したのち、大学の法学部教授を務められました。事業戦略・マーケティング、財務・会計及び法務・コンプライアンスの専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするのであります。

候補者番号

4

ロルフ・ソダーストロム

Rolf Soderstrom

生年月日 1965年7月29日

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年 1月 PricewaterhouseCoopers 入社
2000年12月 Cable & Wireless plc. コーポレート・ファイナンス・ディレクター
2002年 6月 MobileOne Ltd. (現 M1 Ltd.) 社外取締役
2004年 1月 Cobham plc. ディビジョナル・ファイナンス・ディレクター
2007年 8月 Protherics plc. (現BTG plc.) チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
2008年12月 BTG plc. チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
2019年 7月 Ergomed plc. シニアインディペンデントディレクター
2020年 3月 当社社外取締役 (現任)
2020年 9月 BioPharma Credit plc. ノン・エグゼクティヴ・ディレクター (現任)
2021年 7月 Syncona Investment Management Limited チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
2024年 4月 Syncona Investment Management Limited エグゼクティヴ・パートナー (現任)



所有する当社の株式数
17,012株

社外取締役在任年数
5年

取締役会出席状況
16/17回

■ 担当する委員の状況 … 監査委員長、報酬委員

【重要な兼職の状況】

Syncona Investment Management Limited エグゼクティヴ・パートナー
BioPharma Credit plc. ノン・エグゼクティヴ・ディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

Rolf Soderstrom氏は、英国の会計士の資格を有し、ヨーロッパ、北米、アジアの企業でファイナンス関係のリーダーとしてM&A、リスク・マネジメント、ガバナンス等の幅広い経験と実績を有しております。また17年にわたりライフサイエンス分野の様々な企業で要職を務めています。企業経営、事業戦略・マーケティング及び財務・会計の専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

せ き み わ
関 美 和

生年月日 1965年2月25日

再任 社外 独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1988年 4月 株式会社電通入社
1989年 4月 スミス・バーニー入社
1993年 9月 モルガン・スタンレー入社
1997年 2月 クレイフィンレイ投資顧問入社
2003年 1月 同 東京支店長
2015年 4月 杏林大学外国語学部 准教授
2018年 6月 株式会社ワールド 社外取締役
2020年 6月 大和ハウス工業株式会社 社外取締役（現任）
2021年 4月 杏林大学外国語学部 特任准教授
2021年 5月 MPOWER PARTNERS FUND 創業パートナー（現任）
2022年 3月 当社社外取締役（現任）



所有する当社の株式数
15,388株

社外取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
16/17回

■ 担当する委員の状況 … 指名委員長、監査委員

[重要な兼職の状況]

MPOWER PARTNERS FUND 創業パートナー
大和ハウス工業株式会社 社外取締役

公益財団法人柳井正財団 常任理事
一般財団法人ファーストリテイリング財団 理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

関 美和氏は、外資系金融機関での日本責任者を務め、現在はESGを重視した投資ファンドの創業パートナーとして活躍しております。このような経験をもとに、企業経営、事業戦略・マーケティング及び財務・会計の専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

とみ た えい こ
富田 英子

生年月日 1961年4月20日

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 4月 エーザイ株式会社入社
1994年 9月 IBRD株式会社入社
1999年 9月 モンサント株式会社（現 ファイザー株式会社）入社
2000年11月 アストラゼネカ株式会社入社
2006年 9月 ファイザー株式会社入社
2007年 4月 ブリストルマイヤーズスクイブ株式会社入社
2017年11月 Bristol Myers Squibb
Global Regulatory Sciences Intercontinental
ヴァイスプレジデント 日本・韓国・台湾及び
Intercontinental（オーストラリア・ブラジル・
トルコ・インド・中近東・南米等）担当
2020年 3月 同社
Global Regulatory Sciences Intercontinental
ヴァイスプレジデント Intercontinental（中国・
韓国・台湾・オーストラリア・ロシア・ブラジル・
トルコ・インド・中近東・南米等）担当
2023年 4月 当社社外取締役（現任）



所有する当社の株式数
3,812株

社外取締役在任年数
2年

取締役会出席状況
17/17回

■ 担当する委員の状況 … 監査委員

【重要な兼職の状況】

該当無し

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

富田 英子氏は、薬剤師の資格を有し、国内外のグローバル製薬企業で、国際的な医薬承認プロセスに深く携わると共に顕著な実績を有しております。このような経験をもとに、技術・研究開発及び事業戦略・マーケティングの専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

し む ら な お こ
志村 直子

生年月日 1974年6月5日

新任 社外

[略歴、当社における地位及び担当]

1999年 4月 弁護士登録、西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
2004年 9月 Debevoise & Plimpton LLP（ニューヨーク）勤務
2005年 4月 ニューヨーク州弁護士登録
2008年 1月 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー（現任）
2008年 9月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 非常勤講師
2016年 5月 株式会社施工房 社外監査役
2018年 6月 株式会社ミクシィ 社外取締役
2018年 9月 一橋大学大学院法学研究科 ビジネスロー専攻 非常勤講師（現任）
2019年 6月 日本信号株式会社 社外監査役
2023年 6月 月島ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）



所有する当社の株式数

—

社外取締役在任年数

—

取締役会出席状況

—

[重要な兼職の状況]

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
月島ホールディングス株式会社 社外取締役
一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻 非常勤講師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

志村 直子氏は、大手法律事務所のパートナー弁護士として、国内外の企業法務やM&A分野において専門的な知識及び豊富な経験を有しております。これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、このような経験をもとに、法律・コンプライアンスの専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただけるものと判断しております。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

ニコラ・ラブソン

Nicola Rabson

生年月日 1974年10月1日

新任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1998年 9月 Charles Russell LLP トレーニー ソリシター
2000年 1月 Linklaters LLP アソシエイト
2010年 5月 Linklaters LLP 人事労務 パートナーロイヤー、
ヘッド・オブ・エンプロイメント（現任）
2014年 1月 Linklaters LLP グローバル・ヘッド・エンプロイメント
& インセンティブ（グローバル エグゼクティブ メンバー）
2021年 3月 Kent FA シニア インデペンデント ディレクター、
ボード、指名委員、監査委員、リスク・報酬委員（現任）
2022年 5月 Royal Russell School ガバナー・トラスティー
ボード、ファイナンス・エスレート委員、ステラトジー・
任命・報酬委員（現任）
2022年11月 ZIGUP plc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター、
ボード、指名委員、報酬・監査委員（現任）



所有する当社の株式数

—

社外取締役在任年数

—

取締役会出席状況

—

[重要な兼職の状況]

Linklaters LLP 人事労務 パートナーロイヤー
Kent FA シニア インデペンデント ディレクター
Royal Russell School ガバナー・トラスティー
ZIGUP plc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

Nicola Rabson氏は、国際的な法律事務所のパートナー弁護士として、人事労務分野に関し幅広い専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、民間企業の社外取締役も務め、労働問題に加え、多様性と包括性、職場文化に関する戦略的取り組みについて助言を行っております。これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、このような経験をもとに、法律・コンプライアンス及び人事・労務の専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただけるものと判断しております。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. David Roblin氏、永井智亮氏、Rolf Soderstrom氏、関美和氏、富田英子氏、志村直子氏及びNicola Rabson氏の7氏は、社外取締役候補者です。
3. 取締役候補者と締結している責任限定契約の概要
当社は、David Roblin氏、永井智亮氏、Rolf Soderstrom氏、関美和氏及び富田英子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額としています。本総会において、各候補者の選任が承認された場合、当社は当該契約を継続し、志村直子氏及びNicola Rabson氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は保険会社との間で、当社及び子会社の取締役・執行役・監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は当社が全額負担をしており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。本総会において各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。
5. 当社は、David Roblin氏、永井智亮氏、Rolf Soderstrom氏、関美和氏及び富田英子氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届け出しています。本総会で各候補者の選任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とし、Nicola Rabson氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届け出る予定です。なお、志村直子氏も東京証券取引所の上場規則で定める独立役員としての要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員としての指定、届出の予定はございません。

ご参考 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役が次のいずれにも該当しない場合は、当該社外取締役は独立性を有するものと判断します。

1. 当社グループ（当社及び当社の関係会社をいう。）の業務執行取締役、執行役その他の役員または従業員（以下「業務執行者」と総称する。）である者または業務執行者であった者
2. 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループの主要な取引先（当社と取引先との間の年間取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの連結売上高の2%を超える場合の当該取引先または事業年度末における借入残高が当社の連結総資産の2%を超える金融機関、それらの親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社）の業務執行者
3. 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループから、役員としての報酬以外に1,000万円を超える金銭その他の財産を個人として得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（ただし、当該財産を受領した法人、組合等の団体に所属する者については、その額が当該団体の総収入額の2%を超える場合）
4. 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
5. 直近の事業年度末において、当社の主要株主（自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上の当社株式を保有する株主）またはその業務執行者
6. 上記1.から5.までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族。ただし、業務執行者については、重要な地位にある者である場合に限り。「重要な地位にある者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
7. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有している者

以 上

● 事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

① 当社グループの概況

当社グループは、テクノロジーに立脚したバイオ医薬品企業であり、日本及び世界中のアンメットニーズにお応えし、患者さまの生活の質を向上させる新しいスペシャリティ医薬品をお届けすることを目指しています。医薬品の研究（創薬）から開発、さらには販売までを中核事業として手掛けています。創薬・トランスレーショナルメディシン、前臨床及び初期臨床開発は英国を拠点とする100%子会社のNxera Pharma UK Limited（旧 Heptares Therapeutics Ltd.）が、日本及び韓国における臨床開発・販売は、将来的にはその他のAPAC（中国除く）への拡大を視野に、日本を拠点とする100%子会社のネクセラファーマジャパン株式会社（旧イドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社、以下「NPJ」）と、韓国を拠点とするNxera Pharma Korea Co., Ltd.（旧Idorsia Pharmaceuticals Korea Co., Ltd.、以下「NPK」）が主にその役割を担っています。

創薬においては、Gタンパク質共役受容体（以下「GPCR」）を標的とする新規の低分子、ペプチド並びに抗体医薬品など、重要なアンメットメディカルニーズに応える革新的な新薬の創製に注力しています。独自のGPCR構造ベース創薬「NxWave™」プラットフォームにより、GPCRをターゲットとする新薬の設計における世界的リーダーとなり、神経疾患及び精神神経疾患、免疫疾患、炎症性疾患などの重要な治療領域をターゲットとした、自社開発あるいは提携中のプログラムを含めファーストインクラスあるいはベストインクラスとなり得る30品目を超える幅広いパイプラインを有しています。

後期開発・販売においては、日本及びAPAC（中国除く）でピヴラッツ®（一般名：クラゾセンタンナトリウム、脳血管攣縮治療薬として日本では2022年に発売済、韓国では承認取得済、2025年もしくは2026年に上市見込み）及びクービビック®（一般名：ダリドレキサント、日本では2024年に不眠症治療薬として上市済）のライセンスと、Idorsia Pharmaceuticals Ltdが保有する第Ⅲ相臨床開発段階にあるCenerimod（自己免疫疾患）、Lucerastat（ファブリー病）の同地域でのライセンスの独占的オプション権を保有しています。

また上記に加えて、Novartis International AG（以下「ノバルティス社」）の呼吸器疾患製品シーブリ® ブリーズヘラー®、ウルティブロ® ブリーズヘラー®及びエナジア® ブリーズヘラー®のグローバルでの販売からのロイヤリティ収入を受領しています。ロイヤリティ収入は、当社グループの重要かつ安定的な資本の源泉となっています。

● 事業報告

2024年4月1日、社名をそーせいグループ株式会社からネクセラファーマ株式会社に変更したことに伴い、「NxWave™」プラットフォーム、保有するパイプライン及び創薬・開発・商業化の能力を活用し、自社開発及び外部から取得した候補化合物を日本及び世界の患者さまに複数の治療オプションとして提供することを目指し、戦略をさらに進化させ、ブラッシュアップしました。この戦略では、以下の3つを戦略的な柱としました。

(1) 日本の患者さまに向けて、革新的な医薬品をお届けする

スリムでアジャイルかつ拡大可能なビジネスモデルを活用し、日本における幅広い臨床開発・商業化事業をテコに、規模が大きく成長している日本市場の患者さまに新薬をお届けするとともに、他のAPAC市場に進出するための基盤を構築する。

(2) 創薬デザインで創出した価値の高いプログラムを推進

患者さまの人生を変える可能性のある新薬の幅広いパイプラインを自社で、あるいは提携先と推進・強化し、日本及び世界中でアンメットメディカルニーズが高く急成長している治療領域をターゲットとした価値創造の機会を創出する。

(3) 最先端のサイエンスとテクノロジーを活用

社内のイノベーションと提携を通じて、「NxWave™」プラットフォームの優位性を維持・強化 – 自社あるいは提携による開発のための新規プログラムの特定・選定を加速する。

(1) の日本の患者さまに向けて、革新的な医薬品をお届けするという目標については重要な進展があり、不眠症治療薬クービビック®について、期初の想定通り、2024年9月に日本での製造販売承認を取得しました。10月には、塩野義製薬株式会社と同製品の日本における流通と販売に関する提携契約を締結し、12月に新発売したことを発表しました。また、グリドレキサントの韓国での第Ⅲ相臨床試験において最初の被験者の組み入れを行いました。

(2) の創薬デザインで創出した価値の高いプログラムの推進では、成功のための戦略として、「NxWave™」プラットフォームを活用して、自社で開発した個別の候補化合物やプログラム、あるいは提携先が選定したターゲットに対する候補化合物の創薬・開発に関して、世界的なバイオ医薬品企業と提携を行ってきました。当社グループは、これらの提携の多くで、神経疾患及び精神神経疾患、代謝性疾患、免疫疾患、炎症性疾患など、医薬品市場で最も急成長している領域の開発プログラムに対する経済的権利を有しています。

提携プログラムでは、Neurocrine Biosciences Inc. (以下「ニューロクライン社」) との提携が引き続き大きく進展し、同社は業界最大級のムスカリン受容体作動薬候補のポートフォリオを保有しています。ニューロクライン社は、統合失調症に対するNBI-1117568 (ムスカリンM4受容体作動薬) の第Ⅱ相臨床試験で良好な結果を達成したことに加えて、NBI-1117567 (M1-preferring agonist) の第Ⅰ相臨床試験を開始しました。ニューロクライン社はNBI-1117569 (M4-preferring agonist) 及びNBI-1117570 (選択的M1/M4デュアル受容体作動薬) の第Ⅰ相臨床試験を実施中であり、NBI-1117568の統合失調症を対象とした第Ⅲ相臨床試験を2025年前半に開始する予定です。

さらに当社グループは、Boehringer Ingelheim International GmbH（以下「バーリンガーインゲルハイム社」）と、統合失調症の治療薬候補であるGPR52受容体作動薬ポートフォリオの開発及び商業化を目的とした新規グローバル提携及びライセンスの独占的オプション契約を締結しました。また、Centessa Pharmaceuticals Limitedが選択的経口オレキシン2受容体（OX2R）作動薬 ORX750の第Ⅰ相臨床試験に関して、良好な中間結果を公表し、さらにナルコレプシー1型（NT1）、ナルコレプシー2型（NT2）、及び特発性過眠症の患者を対象とした第Ⅱ相臨床試験を開始しました。

自社開発プログラムでは、炎症性腸疾患の治療薬候補であるEP4受容体作動薬（NXE0033744）の第Ⅰ相臨床試験を開始しました。

（3）の最先端のサイエンスとテクノロジーの活用についても順調に進展し、PrecisionLife Limitedと2022年に締結した共同研究開発契約において、新規創薬ターゲットの同定を目的とした戦略的研究開発提携の対象を自己免疫疾患へ拡大しました。また、Antiverse Ltdと、GPCRに対する抗体設計を目的とした複数のターゲットを対象にした新規提携及びライセンス契約を締結しました。

当社グループは、今後数年間で日本・全世界の事業を成長させることに注力します。同時に、事業全体にわたって選択と集中を重視した投資戦略を維持し、あらゆる価値創造の機会に柔軟に対応する一方、引き続きコスト管理を強化してまいります。株主のみなさまにおかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上の結果、当期の業績は、売上収益28,835百万円（前期比16,069百万円増加）、コア営業利益3,606百万円（前期は3,076百万円の損失）、営業損失5,423百万円（前期は9,526百万円の損失）、当期損失4,838百万円（前期は7,193百万円の損失）となりました。

		第34期 2023年1月1日～ 2023年12月31日	第35期 2024年1月1日～ 2024年12月31日	<ご参考> 前期比	
		金額	金額	金額	増減率
売上収益	(百万円)	12,766	28,835	+16,069	125.9%増
コア営業利益又は損失（△）	(百万円)	△3,076	3,606	+6,682	－
営業損失（△）	(百万円)	△9,526	△5,423	+4,103	－
当期損失（△）	(百万円)	△7,193	△4,838	+2,355	－
基本的1株当たり当期損失（△）	(円)	△87.18	△53.92	+33.26	－

● 事業報告

主な経営指標に関する状況は、以下のとおりです。

売上収益

当期の上市済製品に関する収益は、前期に比べ6,071百万円増加し、16,248百万円となりました。内訳は以下の通りです。

ピヴラッツ®

日本において自社で販売する脳血管攣縮治療薬ピヴラッツ®の製品販売による収益を指します。当期は前期に比べ107%増加しました。これはピヴラッツ®の販売が好調に推移したこと、また前期はNPJを連結範囲に含めた2023年7月以降の約5か月分が計上されたのに対し、当期は12か月分が計上されたことによります。

クービビック®

提携先の塩野義製薬から得ている、主に販売に応じたロイヤリティ及び製品供給による収益を指します。当期は前期に比べ11%減少しました。これは前期に旧提携先の持田製薬からIdorsia Pharmaceuticals Ltdを通じて受領した一過性のマイルストーンがあったのに対し、当期は塩野義製薬からロイヤリティ、製品売上、契約一時金、マイルストーン収入を受領したことによります。

呼吸器疾患

提携先のノバルティス社から、ウルティプロ®、シーブリ®及びエナジア®（注）の売上に関連して得ている、ロイヤリティによる収益を指します。当期は前期と比較して13%減少しました。これはウルティプロ®及びシーブリ®が成熟期に入っていることによります。

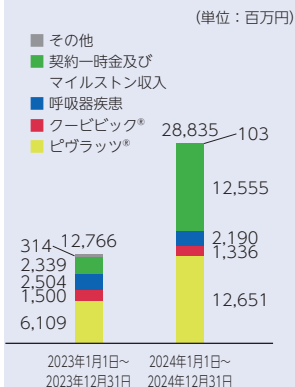
（注） シーブリ®、ウルティプロ®及びエナジア®はノバルティス社の登録商標です。

当期の研究・開発に関する収益は、前期に比べ9,998百万円増加し、12,587百万円となりました。内訳は以下の通りです。

契約一時金収入

新規の提携先と研究・開発段階における契約開始時に受領し、かつ認識される収益を指します。当期は前期と比較して1,392百万円増加しました。これは前期には新規契約が無かったのに対し、当期はベーリンガーイ

・ 売上収益の内訳



ンゲルハイム社と新規グローバル提携及びライセンスの独占的オプション契約を締結したことによります。

マイルストーン収入

既存の提携先が研究・開発段階における一定の進捗を達成した時に受領し、かつ認識される収益を指します。当期は前期と比較して7,897百万円増加しました。これは前期にマイルストンの達成が3件だったのに対し、当期は5件であったことによるものです。

前受収益取崩額

研究・開発段階において受領済の契約一時金及びマイルストンのうち、前受収益として受領し、研究開発計画の開始時から完了予定時までの総見積時間または費用に対する期末日までの実際発生時間または費用の割合に応じて、収益計上額を測定し同額の前受収益を取り崩して売上収益に振り替えた額を指します。2024年12月末時点で、これらの前受収益の残高は6,916百万円であり、今後の研究開発の進捗に応じて前受収益取崩額として売上に計上される予定です。

● 事業報告

売上原価

当期の売上原価は、前期比4,514百万円増加し、7,616百万円となりました。なお、NPJ/NPKを連結範囲に含めたことによる影響を除く売上原価は、前期比2,333百万円増加し、2,791百万円となりました。これは主に、2024年3月に開始されたベーリンガーインゲルハイム社との臨床段階での提携に関連する費用が発生したことによるものです。NPJを連結範囲に含めたことによるピヴラッツ®及びクービビック®の売上原価を4,825百万円計上しております。

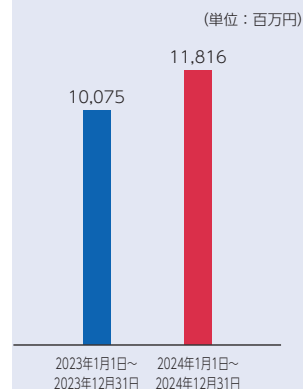
研究開発費

当期の研究開発費は、前期比1,741百万円増加し、11,816百万円となりました。なお、NPJ/NPKを連結範囲に含めたことによる影響を除く研究開発費は、前期比1,139百万円増加し、10,333百万円となりました。これは主に、研究開発への投資の増加、及び円安の影響によるものです。NPJ/NPKを連結範囲に含めたことによる研究開発費を1,483百万円計上しております。研究開発費全体の87%は英国における活動によるものです。

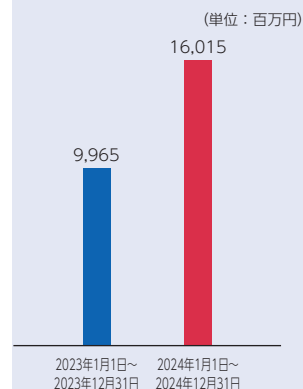
販売費及び一般管理費

当期の販売費及び一般管理費は、前期比6,050百万円増加し、16,015百万円となりました。なお、NPJ/NPKを連結範囲に含めたことによる影響を除く販売費及び一般管理費は、前期比833百万円増加し、7,043百万円となりました。サプライチェーンマネジメントを含む組織力強化のための人件費及び委託費の増加、及びITシステム統合費用、並びに「ネクセラファーマ」ブランドでのグループ統一のための費用発生によるものです。NPJ/NPKを連結範囲に含めたことによる無形資産の償却費を含む販売費及び一般管理費を8,972百万円計上しております。

・ 研究開発費



・ 販売費及び一般管理費



その他の収益及びその他の費用

当期のその他の収益及びその他の費用の純額は、前期比339百万円増加し、1,189百万円の収益となりました。これは主に、英国の研究開発税額控除です。

営業損益

上述の結果、当期の営業損益は、5,423百万円の損失（前期は9,526百万円の損失）となりました。

金融収益及び金融費用

当期の金融収益及び金融費用の純額は、前期比1,915百万円増加し、761百万円の収益となりました。これは主に、英国において金利が大幅に上昇したことに伴う預金利息の増加、及び社債償却原価の減少によるものです。

税引前損益

上述の結果、当期の税引前損益は、4,662百万円の損失（前期は10,680百万円の損失）となりました。

法人所得税費用

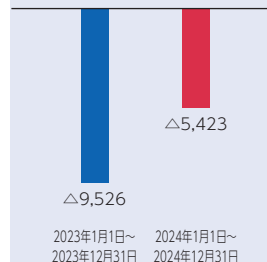
当期の法人所得税費用は176百万円(前期は△3,487百万円)となりました。これは主に、当期はNPU及びNPJにおいて課税所得に対し法人税等を計上した一方で、前期は欠損金に関する繰延税金資産を計上したことによるものです。

当期損益

上述の結果、当期の当期損益は、4,838百万円の損失（前期は7,193百万円の損失）となりました。

・ 営業損益

(単位：百万円)



● 事業報告

代替業績評価指標：コア営業損益

コア営業損益は、中核事業の潜在的な経常キャッシュ創出能力を示すために、重要な非現金支出費用及び一時的な費用を調整した代替的な業績評価指標です。

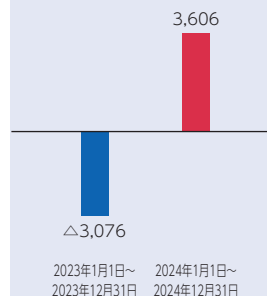
当期のコア営業損益は、3,606百万円の利益（前期は3,076百万円の損失）となりました。

コア営業損益はIFRSの営業損益に対して以下の調整を行い算出しております。

- ・ 有形固定資産の減価償却費1,613百万円(前期比630百万円増加、うちNPJ/NPKを連結範囲に含めたことによる増加額808百万円)
- ・ 無形資産の償却費2,371百万円(前期比876百万円増加、うちNPJ/NPKを連結範囲に含めたことによる増加額1,428百万円)
- ・ 株式報酬費用1,396百万円(前期比552百万円増加)
- ・ 構造改革費用28百万円(前期比25百万円減少)
うち0百万円(前期26百万円)は構造改革に係る株式報酬費用の加速償却の影響によるものです。
構造改革費用は子会社の執行体制の変更に伴う費用となります。
- ・ 売上原価調整額2,401百万円（前期比589百万円増加）
売上原価調整額は2023年7月の企業結合により取得した棚卸資産の販売時に、売上原価に計上されるものです。当期に当該棚卸資産は払い出しが完了しました。以後の調整は発生しません。
- ・ 統合関連費用1,220百万円(前期発生なし)
統合関連費用は、グループ統合推進のための一時的支出費用であり、システム統合費用や「ネクセラファーマ」ブランドのもとでのブランド再構築費用を含んでいます。
- ・ 企業買収関連費用(専門家アドバイザー費用含む)当期発生なし(前期は1,263百万円)

・ コア営業損益

(単位：百万円)



(2) 設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は、1,047百万円であり、その主なものは本社移転に伴うレイアウト変更によるものです。

(3) 重要な組織再編等の状況

連結子会社であるネクセラファーマジャパン株式会社（旧 イドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社）と株式会社ソーせいとは、2024年4月1日付でネクセラファーマジャパン株式会社を吸収合併存続会社、株式会社ソーせいを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第32期 2021年12月期	第33期 2022年12月期	第34期 2023年12月期	第35期（当期） 2024年12月期
売上収益	（百万円）	17,712	15,569	12,766	28,835
コア営業利益又はコア営業損失（△）	（百万円）	8,904	5,856	△3,076	3,606
営業利益又は営業損失（△）	（百万円）	3,775	3,436	△9,526	△5,423
当期利益又は当期損失（△）	（百万円）	1,017	382	△7,193	△4,838
基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失（△）	（円）	12.53	4.68	△87.18	△53.92
資産合計	（百万円）	96,985	99,417	157,198	151,498
資本合計	（百万円）	57,468	57,936	66,810	68,518

(5) 対処すべき課題

① 事業の進捗と戦略

当社グループは、テクノロジーに立脚し、医薬品の研究（創薬）から開発、さらには販売までを手掛けるバイオ医薬品企業として、日本・全世界の事業を成長させる戦略を打ち出しています。

日本及びAPAC（中国除く）以外の地域では、創薬からトランスレーショナルメディシンを通じた初期臨床開発までの研究開発を自社で行い、その後はこれら自社品の主に日本及びAPAC（中国除く）以外の権利を提携先へ導出することを目指しています。日本及びAPAC（中国除く）においては、外部から開発リスクの低い承認済あるいは後期臨床開発段階の開発品を導入するとともに、中長期的には自社品の開発によりパイプラインの拡充を図る方針です。

当社グループの3つの戦略の柱は、「(1) 事業の経過及び成果 ① 当社グループの概況」をご参照ください。

② 当社グループの認識するリスクへの対応

当社グループは、自らが事業を展開している製薬業界特有のさまざまなリスクを負っており、当社グループの事業、財政状態及び業績は、これらのリスクにより悪影響を受ける可能性があります。当社グループは、日本及び英国における事業特有のリスクをモニター・軽減するために、事業リスクマネジメントプログラムを実施しています。当社グループは、最も重要なリスクを以下のとおり、業界、商業、戦略、財務、法的規制及びコンプライアンスといったカテゴリーに分類し、これらのリスクに対する必要な対策を講じています。

業界に関わるリスク

研究開発に関するリスク

当社グループの事業戦略は、独自の創薬プラットフォーム及びパイプラインを起点とし、グローバルでの提携に加えて日本及びAPAC（中国除く）における販売力を備えた、バランスの取れたビジネスを構築するというものです。創薬及び初期開発を切れ目なく実行するために必要となる、強力な技術プラットフォームやスキルのある従業員を当社は擁しています。また、有望な提携プログラムやベンチャーファンドとの長期的な協業を成功させるために、提携先と緊密に連携しています。さらに、日本においては、卓越した後期臨床開発機能と収益力の高い販売体制を有しています。しかし、研究開発の生産性、複雑性やコスト、革新的な開発、業界での急速な企業統合がもたらす関係の変化、特許の有効期限、規制の変更など、業界全体がますます大きな課題に直面しており、大手製薬・バイオ医薬品企業は、業界での競争力を維持するために定期的に事業戦略の見直しを行っています。

医薬品候補の研究開発には常に固有のリスクが伴います。当社グループが独自に、あるいは提携先とともに、新規医薬品の開発及び商業化を成功させることができる保証はなく、経済的リターンが得られない可能性や無形資産の帳簿価額の減損が必要となる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。また、当社グループが研究開発活動に起因する賠償責任を負う可能性があり、これらのリスクを軽減する目的で賠償責任保険に加入しています。

商業上のリスク

当社グループは、臨床開発及び商業化のために大手製薬・バイオ医薬品企業にライセンス供与するために、現在、複数の創薬及び初期開発プログラムに継続的に取り組んでいますが、実現できない可能性があります。さらに、個々のプロジェクトの存続期間中にライセンスの事業環境が変化したり、プロジェクトの実際の進捗とそれに伴う商業的価値やライセンスを供与した提携プログラムからの受取額が、当初の見積りから大幅に変動したりする可能性があります。

当社グループが提携先へ依存していることも追加的なリスクとなります。例えば、提携先が当社グループの将来の製品に関して十分な時間と資源配分を行わない可能性、または提携により創製された新薬開発候補品の開発の継続及び商業化を行わない可能性があります。

また、日本においては、既に上市済のピヴラッツ®、クービビック®を含むパイプラインを有していますが、研究開発・承認申請・上市の遅延、期待した有効性・安全性が得られない、あるいは販売計画からの進捗遅延などが生じる可能性があります。

当社グループは、創薬から開発にわたる多様でバランスの取れた提携及び自社パイプラインを確保することにより、これらの創薬及び研究開発固有のリスクや商業上のリスクを軽減しています。

戦略に関わるリスク

事業戦略の実行に関わるリスク

当社グループは、新薬開発候補品を創製するための自社プラットフォームの活用と、新たな導出あるいは共同投資を可能にする重要な価値の転換を生み出すためのパイプラインの強化、さらに日本事業の構築に向けた開発リスクの低い承認済あるいは後期臨床開発段階の開発品の導入に注力していますが、開発が成功しない新薬開発候補品、または機能しないテクノロジーに対して投資が行われる可能性があります。

● 事業報告

投資戦略からのリスク

過去において、当社グループは、非常に有望ではあるものの、実証されていないテクノロジーを有する企業に出資を行ってきました。これらの投資により、重要な価値の転換点への到達につながる、良好なリスクと利益の関係が実現し、ビジネスモデルを加速できる可能性があります。しかし、実証されていないテクノロジーは、無形資産の減損につながる可能性のある失敗のリスクを伴うため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。このようなリスクを軽減するために、2020年より評価及び戦略的投資の承認に責任を有し、当社の取締役会に対して助言を行う投資委員会を設置しています。また過度な資本リスクに晒されないよう、投資に対しては、リスクとリターンのバランスが適切なものになるようなアプローチを取っています。

財務上のリスク

当社グループは、財務上のリスクとして流動性及び為替変動リスクを注視しています。

流動性リスク

収益の発生時期、外部事情及び事業環境の変化により収益性と資金繰りが悪影響を受ける可能性があります。当社グループは、現在、十分な資金を有しており、これらのリスクに対処することができます。このようなリスクを軽減するために、資本増強、借り換えなどのオプションを定期的に見直しており、また、流動性の強化のためにコミットメントライン契約を締結しています。

為替変動リスク

当社グループは、主に日本円、ポンド、米ドルの為替変動の影響を受けます。当社グループは、現在及び将来の通貨の需要を管理し、将来の為替リスクを軽減することを目的として、綿密なモニタリングを行うことにより、為替リスクを管理しています。

法的規制及びコンプライアンスに関するリスク

当社グループは、法的規制の遵守、契約及び知的財産権が非常に重要とされるグローバルな業界で事業を行っています。さらに、製薬業界では法的規制が厳格化する傾向にあります。法令及び社内規程の遵守を徹底し、法令あるいは社内規定遵守違反の疑いがある場合には、直ちに会社に対して報告することを義務付けています。

③ 価値創造

医薬品業界では、特許の失効、承認の負担増大、継続的なコストの増加など、大手企業は多くの困難に直面し、急速な変化が起こっています。これにより、医薬品開発における財務上・商業上のリスクを取って研究開発を目指す事業者の数が減少しています。業界全体を通じて、効率よく外部のイノベーションを確保することが新しい戦略として重視されています。さらに、多くの先進国での高齢化の進行により、差別化されたより良い治療法の必要性が高まっています。その結果、大手製薬・バイオ医薬品企業は、研究、創薬及び開発活動全体にわたり、技術に立脚した比較的小規模な企業との提携により、研究開発における課題への革新的ソリューションを見出そうとする傾向が強くなっており、当社グループは有利な立場にあります。

このように業界の状況が変化する中で、当社グループは、事業拡大と価値創造の機会を定期的に認識、評価し、持続的にビジネス機会を創出する資本効率の良いビジネスモデルを追求しています。

④ コーポレートガバナンス

当社グループは複数の地域において事業活動を行っており、コーポレートガバナンス体制の重要性を認識しています。各国の規制に対応するため、体制やプロセス強化の方策について継続的に検討しています。さらに、最高水準の透明性、完全性、説明責任にコミットする企業文化の強化に引き続き取り組みます。

当社の取締役会は、規範と説明責任を維持するために、経営の監督とリスク管理及びコンプライアンス活動に責任を有しており、取締役の過半数は独立社外取締役です。執行役は、当社の長期的かつ持続可能な成長を達成し、株主価値を創出するために、取締役会との緊密な連携のもと、取締役会の委任を受けて取締役会が定める経営方針と戦略に沿った事業戦略と重要な業務執行について決定し、執行します。

● 事業報告

(6) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、医薬品の研究開発・販売を主たる事業としており、当社グループ各社は以下の事業を展開しています。

会社名	事業内容
ネクセラファーマ株式会社	医薬品等の研究開発・輸出入・製造受託及び販売、グループ経営戦略の企画立案、子会社の管理部門業務受託
ネクセラファーマジャパン株式会社	医薬品の研究開発、輸出入、梱包及び販売
Nxera Pharma UK Limited	GPCRの構造解析、初期のリード化合物の創出、独自開発のNxStaR™技術による候補品探索

- (注) 1. 2024年4月1日付で、そーせいグループ株式会社はネクセラファーマ株式会社に社名変更しております。
2. 2024年4月1日付で、イドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社はネクセラファーマジャパン株式会社に社名変更しております。
3. 2024年4月1日付で、Heptares Therapeutics Ltd.はNxera Pharma UK Limitedに社名変更しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年12月31日現在)

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ネクセラファーマジャパン株式会社	95百万円	100.0%	医薬品の研究開発、輸出入、梱包及び販売
Nxera Pharma UK Limited	416千英ポンド	100.0%	GPCRの構造解析、初期のリード化合物の創出、独自開発のNxStaR™技術による候補品探索

- (注) 1. 2024年4月1日付で、イドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社はネクセラファーマジャパン株式会社に社名変更しております。
2. 2024年4月1日付で、Heptares Therapeutics Ltd.はNxera Pharma UK Limitedに社名変更しております。
3. 2024年4月1日付で、ネクセラファーマジャパン株式会社を吸収合併存続会社、株式会社そーせいを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

③ その他の重要な事項の状況

該当事項はありません。

(8) 主 要 な 営 業 所 及 び 工 場 (2024年12月31日現在)

① 当社の主要拠点

営業所	所在地
本社	東京都港区
ロンドン事務所	英国ロンドン
バーゼル事務所	スイス国バーゼル

(注) 2024年4月1日付で、本社は東京都千代田区から移転いたしました。

② 子会社の主要拠点

会 社	所在地
ネクセラファーマジャパン株式会社	東京都港区
Nxera Pharma UK Limited	英国ケンブリッジ

- (注) 1. 2024年4月1日付で、イドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社はネクセラファーマジャパン株式会社に社名変更しております。
2. 2024年4月1日付で、Heptares Therapeutics Ltd.はNxera Pharma UK Limitedに社名変更しております。

● 事業報告

(9) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
医薬品事業	325名（60.5名）	16名増
グループ管理部門	49名（1.6名）	8名増
合 計	374名（62.1名）	24名増

(注) 1. 使用人数は就業員数です。なお、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2. 医薬品事業の使用人数が前期末と比べて16名増加していますが、その主な理由は、組織強化のためです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名（1.6名）	17名増	45.5歳	2.9年

(注) 使用人数は就業員数です。なお、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(10) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	32,750百万円

上記の他、効率的で安定した運転資金の調達を目的として株式会社みずほ銀行他 2 行と総額4,400百万円のコミットメントライン契約を締結しています。当期末における当該契約に係る借入実行残高はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年4月1日付で、商号をネクセラファーマ株式会社に変更し、本店を東京都港区赤坂九丁目7番2号に移転いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 149,376,000株

② 発行済株式の総数 89,902,858株

(注) 事後交付型株式報酬（RSU）制度による新株式の発行により、発行済株式の総数は456,081株増加しました。

③ 単元株式数 100株

④ 株主数 26,233名

⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,991,000株	11.11%
五味 大輔	6,445,000株	7.17%
JICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合	5,610,000株	6.24%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,607,600株	2.90%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	2,497,400株	2.78%
TAIYO FUND, L. P.	2,453,600株	2.73%
TAIYO HANEI FUND, L. P.	1,889,100株	2.10%
ファイザー株式会社	1,885,136株	2.10%
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	1,315,700株	1.46%
株式会社SBI証券	1,243,902株	1.38%

(注) 1. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して表示しています。
2. 持株比率は自己株式（1,915株）を控除して計算しています。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	225,601株	10名
社外取締役	53,284株	7名

(注) 1. 取締役（社外取締役を除く）及び執行役の項目には、退任済みの執行役3名を含め記載しています。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2（3）⑤報酬委員会による執行役等の個人別の報酬の内容の決定に関する方針」に記載しています。

(2) 新株予約権等の状況 (2024年12月31日現在)

当期末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第31回新株予約権	第34回新株予約権
取締役会決議日		2017年5月15日	2017年11月21日
新株予約権の数		3個	2個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式1,200株	普通株式800株
新株予約権の払込金額		1個当たり 1,234,900円 (注) 3	1個当たり621,400円 (注) 5
行使価額		新株予約権1個当たり400円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり1,068,800円 (1株当たり 2,672円)
新株予約権の行使期間		2020年7月1日から 2027年4月30日まで	2020年12月1日から 2027年10月29日まで
行使の条件		(注) 1、2	(注)1、2
役員の 保有状況	取締役及び執行役(社外取締役を除く)	—	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 800株 保有者数 1人 (注)4
	社外取締役	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 1人	—

- (注) 1. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の役員または使用人であることを要します。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではありません。
2. (1) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (3) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできません。
3. 当社の取締役または執行役に割り当てられた新株予約権の公正価格相当額については、当社取締役または執行役のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺しています。
4. 第34回新株予約権の役員の保有状況には、執行役就任前の従業員1名に付与されたものを含んでいます。
5. 当社の執行役に割り当てられた新株予約権は、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、公正価格相当額について金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しません。
6. 2018年7月1日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり100株から400株に変更され、行使価額が調整されています。

(3) 会社役員の状況 (2024年12月31日現在)

① 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会会長	田 村 真 一	指名委員 報酬委員	—
取締役	クリストファー・カーギル Christopher Cargill	報酬委員	ネクセラファーマジャパン株式会社 代表取締役 Nxera Pharma UK Limited 取締役
取締役	* 遠 山 友 寛	報酬委員 監査委員	TMI総合法律事務所 パートナー 株式会社日本色材工業研究所 社外取締役 監査等委員
取締役	* 加 賀 邦 明	監査委員	サスメド株式会社 社外取締役
取締役	* デビッド・ロブリン David Roblin	報酬委員長 指名委員	The Francis Crick Institute Scientific Translation チェアマン Relation Therapeutics Limited CEO Centauri Therapeutics Limited チェア オブ ボード
取締役	* 永 井 智 亮	指名委員 監査委員	—
取締役	* ロルフ・ソダストロム Rolf Soderstrom	監査委員長 報酬委員	Syncona Investment Management Limited エグゼクティブ・ パートナー BioPharma Credit plc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター
取締役	* 関 美 和	指名委員長 監査委員	MPOWER PARTNERS FUND 創業パートナー 大和ハウス工業株式会社 社外取締役 公益財団法人柳井正財団 常任理事 一般財団法人ファーストリテイリング財団 理事
取締役	* 富 田 英 子	監査委員	—

(注) 1. 上記*印の取締役は、社外取締役です。なお、当社は、取締役遠山友寛氏、加賀邦明氏、David Roblin氏、永井智亮氏、Rolf Soderstrom氏、関美和氏及び富田英子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

2. 監査委員永井智亮氏は、大手証券会社に長年勤務し、経営企画担当役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

3. 監査委員長Rolf Soderstrom氏は、英国の会計士の資格を有し、企業のファイナンス部門の責任者としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

4. 監査委員関美和氏は、外資系金融機関の日本責任者を務めたのち、ESGを重視した投資ファンドを創業するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

5. 監査委員会は、監査委員会の職務を補助する使用人及び内部監査部門と緊密に連携して監査を実施しているため、必ずしも常勤の監査委員の選定を必要としないことから、常勤の監査委員を選定していません。

6. 当社と各社外取締役の各兼職先との間に特別な関係はありません。

● 事業報告

② 執行役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表執行役	* クリストファー・カーギル Christopher Cargill	社長CEO	ネクスセラファーマジャパン株式会社 代表取締役 Nxera Pharma UK Limited 取締役
執行役	野 村 広 之 進	副社長CFO	ネクスセラファーマジャパン株式会社 取締役 Nxera Pharma Korea Co., Ltd. 取締役
執行役	キーラン・ジョンソン Kieran Johnson	副社長CAO（チーフ・アカウ ンティング・オフィサー）	Nxera Pharma UK Limited 取締役
執行役	吉 住 和 彦	副社長CCO（チーフ・コンプ ライアンス・オフィサー）	ネクスセラファーマジャパン株式会社 取締役 Nxera Pharma Korea Co., Ltd. 取締役
執行役	マシュー・バーンス Matthew Barnes	副社長	Nxera Pharma UK Limited 社長
執行役	キャンデル・チョン Candelle Chong	副社長CEO室長	Nxera Pharma UK Limited 取締役
執行役	前 田 敏 宏	副社長COO（チーフ・オペ レーティング・オフィサー）	ネクスセラファーマジャパン株式会社 代表取締役 Nxera Pharma Korea Co., Ltd. 取締役
執行役	杉 田 真	副社長CMO（チーフ・メデ ィカル・オフィサー）	ネクスセラファーマジャパン株式会社 代表取締役社長 Nxera Pharma Korea Co., Ltd. 取締役

(注) 1. 上記*印は、取締役兼務の執行役を示しています。
2. 杉田真氏は、2024年10月1日付で、執行役に就任いたしました。
3. 田中諭氏は、2024年10月1日付で、執行役を解任されました。なお、解任時の担当は副社長、重要な兼職はネクスセラファーマジャパン株式会社 代表取締役社長及びNxera Pharma Korea Co., Ltd. 代表取締役でしたが、これらについても同日付で、解任されました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役・執行役・監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は当社が全額負担をしております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであります。

⑤ 報酬委員会による取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の報酬委員会は、取締役及び執行役（以下「執行役等」）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めています。また、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、報酬委員会は当該決定方針に沿うものであるものと判断しています。

イ. 基本方針

- ・ 役員報酬は、優秀な人材の確保及び当社グループの企業価値の向上と持続的成長に向けた経営戦略遂行のインセンティブとすることを基本方針とします。
- ・ 取締役の報酬は、当社グループの経営に対する監督機能の向上を図るためグローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保すること及び監督機能を十分発揮するとともに株価変動のメリットとリスクを株主と共有し企業価値の向上に積極的に貢献することができることを方針とし、固定金額の基本報酬と事後交付型株式報酬（RSU）とします。
- ・ 執行役の報酬は、当社のビジョンと戦略を実現するための意欲を一層高め、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するとともに、個人の役割と成果を反映するものとし、金銭報酬として固定金額の基本報酬、個人の業務目標の達成度に応じて決定する賞与及び退職慰労金並びに株式報酬として事後交付型株式報酬（RSU）とします。
- ・ 役員報酬の決定は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、社外取締役の委員長のもと透明性を確保し、公正かつ適正に行います。

● 事業報告

□. 個人別の報酬等（下記ハ. に規定する非金銭報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

a. 取締役報酬

固定報酬である基本報酬（年俸）の金額は会長以外を一律とし、基本報酬の報酬水準は、利用可能な外部調査機関のデータベースを参考として、他社状況等を参考に決定します。

執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

b. 執行役報酬

- ・ 固定報酬である基本報酬（年俸）は、利用可能な外部調査機関のデータベースを参考として、個人が活動・居住する国における比較対象企業の報酬水準等を勘案の上、個人の前年度の実績その他会社への貢献度の評価に基づき決定します。

- ・ 賞与は、基本報酬額に職責、業績、人材確保の難易度等に応じて個人別に定める一定の割合を乗じた額を基準額とし、各人の業務目標の達成状況に応じて支給額を決定します。

- ・ 退職慰労金は、前事業年度の賞与相当額及び年俸の合計額とします。ただし、不正行為若しくは法令・定款違反行為、背信行為、甚だしい任務懈怠、職務遂行能力の著しい欠如、会社法上の欠格事由その他一定の正当事由により再任しない場合又は解任する場合は支給しません。また、法令により契約終了に伴う解雇予告手当が支払われる場合は、前事業年度の年俸相当額と解雇予告手当との差額のみを支給します。

ハ. 非金銭報酬等の内容及びその額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、非金銭報酬等として、事後交付型株式報酬（RSU）を導入しています。事後交付型株式報酬（RSU）の概要は、次のとおりです。

a. 割当ての条件

当社株式の割当ては、権利算定期間中に継続して当社の取締役又は執行役の地位にあったことを条件として行います。ただし、権利算定期間中に取締役又は執行役が任期満了その他の取締役会がその裁量により正当と認める理由又は死亡によりその地位を喪失した場合は、株式報酬制度規程に従って当社が算定する数の当社株式を割り当てます。

b. 交付する当社株式の上限数

本制度に基づき交付する当社株式の数は、当社の他の株式報酬制度による発行株式数と合わせて、当社の発行済株式総数の10%を超えない数とします。

c. 権利算定期間及び割当株式数

- ・ 取締役（執行役を兼務する取締役を除く）については、権利算定期間は1年間とし、権利算定期間経過後

に基本報酬額の130%に相当する金額を権利算定期間開始時の株価で除して算定した数の株式を割当てます。

- ・ 執行役を兼務する取締役及び執行役については、権利算定期間の初日から2年後及び3年後までの各期間をそれぞれ権利算定期間とし、各権利算定期間経過後に基準報酬額に職位毎に定める一定の割合（125%から280%）を乗じた額を権利算定期間開始時の株価で除して算定した株式数の2分の1の株式をそれぞれ割当てます。

d. 株式の割当ての方法

株式の割当ては、割当てる株式数に取締役会又はその授権による代表執行役の決定により決定する株式の1株当たりの払込金額を乗じて得た金額の金銭報酬債権を割当予定先である役員に対して支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより行います。

二. 役員報酬の構成割合の決定に関する方針

個人別の報酬等の額に対する構成割合は、次のとおりとします。

	基本報酬	賞与	株式報酬(RSU)	退職慰労金
取締役	1	-	1.3	-
代表執行役CEO	1	0.75	2.8	1.75
執行役	1	0.4~0.6	1.25~1.75	1.4~1.6

上表は、賞与の支給額について、当社が定める基準額を支給した場合のモデルであり、当社の業績及び株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

ホ. 役員に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

- ・ 基本報酬は、その12分の1を毎月支給します。
- ・ 賞与は、毎年2月に支給します。
- ・ 事後交付型株式報酬（RSU）は、毎年4月に付与し、権利算定期間満了後に株式を割当てます。

⑥ 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の額 (百万円)			対象人数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	307 (229)	141 (105)	－ (－)	166 (124)	8 (7)
執 行 役	819	329	290	200	7
合 計	1,126 (229)	470 (105)	290 (－)	366 (124)	15 (7)

- (注) 1. 取締役の項目には、取締役兼執行役のクリストファー・カーギルを除いて記載しています。
2. 執行役の項目には、取締役兼執行役のクリストファー・カーギルを含めて記載しています。
3. 上表には、子会社が負担した、以下の項目が含まれていません。
・2024年10月1日付で解任された執行役1名及び2024年10月1日付で就任した執行役1名を含む、執行役3名に対する基本報酬142百万円
・2024年10月1日付で就任した執行役1名を含む執行役2名に対して、2025年1月に開催された報酬委員会の決議に基づき、2025年2月に支給された賞与48百万円
・執行役1名に対する非金銭報酬等35百万円
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑤ 報酬委員会による執行役等の個人別の報酬の内容の決定に関する方針八、非金銭報酬等の内容及びその額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針」のとおりです。また、当事業年度における交付状況は「2 (1) ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。
5. 上表の非金銭報酬等の金額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑦ 社外役員の当事業年度中の取締役会及び各委員会への出席状況及び発言・活動状況

氏 名	出席状況		発言・活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
遠 山 友 寛	取締役会	17回中16回 (94%)	弁護士としての専門的見地から取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、各委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	報酬委員会	5回中 5回 (100%)	
	監査委員会	11回中11回 (100%)	
加 賀 邦 明	取締役会	17回中16回 (94%)	日本有数の化学、製薬企業における企業経営の経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、監査委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	監査委員会	11回中11回 (100%)	
デビッド・ロブリン David Roblin	取締役会	17回中14回 (82%)	医師としての臨床経験及び製薬企業における研究開発の経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、各委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	指名委員会	3回中 3回 (100%)	
	報酬委員会	5回中 5回 (100%)	
永 井 智 亮	取締役会	17回中17回 (100%)	大手証券会社のコーポレート部門及び法学部教授の経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、各委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	指名委員会	3回中 3回 (100%)	
	監査委員会	11回中11回 (100%)	
ロルフ・ソダストロム Rolf Soderstrom	取締役会	17回中16回 (94%)	ヨーロッパ、北米、アジアの企業でファイナンス関係のリーダーとしてM&A、リスク・マネジメント、ガバナンス等の幅広い経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、監査委員長として監査を主導し、各委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	報酬委員会	5回中 5回 (100%)	
	監査委員会	11回中10回 (91%)	
関 美 和	取締役会	17回中16回 (94%)	外資系金融機関の日本責任者や、ESGを重視した投資ファンド創業等の幅広い経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、各委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	指名委員会	3回中 3回 (100%)	
	監査委員会	11回中10回 (91%)	
富 田 英 子	取締役会	17回中17回 (100%)	国内外のグローバル製薬企業で、国際的な医薬承認プロセスに深く携わると共に顕著な実績を有する経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、監査委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	監査委員会	7回中7回 (100%)	

※ 富田 英子氏は、2024年3月29日付で監査委員に就任されたため、就任以降開催された監査委員会に対する出席回数を記載しています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当期に係る会計監査人の報酬等の額	73百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、適正な監査を実施するために監査報酬額が妥当な水準であるかどうかについて検討した結果、妥当と認められることから、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社の重要な子会社のうち、Nxera Pharma UK Limitedは、当社の会計監査人が加盟するErnst&Young LLC.のメンバーファームに属している会計事務所の監査を受けており、監査報酬は56百万円になります。
4. 上記のほか、当社は当社の会計監査人と同一のネットワークに属する組織に対する報酬として2百万円を支払っております。これは主に、海外赴任者に関する税務及び関係業務に対する報酬になります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の適正な職務の執行に支障がある場合その他会計監査人の解任または不再任が適当と判断する事由が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査委員会の委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結していません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人及び当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する従業員を置き、当該従業員は、監査委員長長の指揮命令に従い、インターナルオーディット部と連携してその職務を行う。当該職務の遂行に関する評価は監査委員会が行い、当該従業員の異動については、監査委員会の同意を得るものとする。

② 取締役、執行役及び使用人の監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する体制

- ・ 当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び従業員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。また、当社又は子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会に報告するものとし、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ・ インターナルオーディット部は、監査委員会に対し、内部監査の実施状況を適時適切に報告する。
- ・ コンプライアンス&ガバナンス部は、監査委員会に対し、内部通報の状況を適時適切に報告する。

③ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ インターナルオーディット部は、内部監査の方針・計画等について監査委員会と事前協議を行い、監査に関する情報交換を行うなど、監査委員会と緊密に連携する。
- ・ 当社は、監査委員から監査委員会の職務の遂行に必要な費用の前払い又は償還の請求を受けたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

④ 執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 法令遵守及び企業倫理の徹底を当社グループの企業行動原則として定め、子会社を含めすべての役員及び従業員に周知徹底する。また、当社グループの従業員及び取引先の従業員が当社グループの違法行為、不正行為等を通報できる独立した内部通報窓口を設置し、これを適切に運用する。
- ・ インターナルオーディット部は、執行役、子会社の取締役並びに当社及び子会社の従業員の職務の執行に関する内部監査を実施する。

● 事業報告

⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役及び子会社の取締役が出席する会議等の重要な会議の議事録、稟議書その他執行役の職務の執行に関する情報は、文書管理規程等に従い適切に作成、保管、管理する。

⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの事業運営に関連するリスクの把握に努めるとともに、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、子会社を含めて適切にリスク管理を実施する。
- ・経営戦略に関する意思決定などの重要な経営判断においては、取締役会等において十分に議論を尽くし、必要に応じて外部専門家の意見も踏まえたうえで意思決定を行うことによりリスクに対応する。

⑦ 執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会において執行役の担当業務を定めるとともに、当社及び子会社の役員及び従業員の職務権限を明確に定める。
- ・当社及び子会社における各種会議体に関する規程類及び付議基準を整備し、それらに従って業務執行状況の報告及び重要事項の審議を機動的に行う。
- ・業務効率向上のためのITシステム構築を推進する。

⑧ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社の執行役が子会社の取締役を兼任するとともに、子会社の業務遂行状況について、毎月報告を受けるほか、関係会社管理規程に従い子会社の経営管理を行う。また、当社の関係部門から子会社に対し、遵法体制その他子会社の業務の適正を確保するための体制整備に関する指導・支援を行う。
- ・インターナルオーディット部は、子会社に対する内部監査の結果に基づき、子会社に対する改善の指示・勧告を行う。
- ・当社グループの財務報告に係る内部統制については、当社及び子会社において職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めるとともに、その評価、維持、改善等を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社グループは、当社グループに共通して適用する企業行動原則を制定しており、海外子会社においても研修を実施するなど、周知徹底に努めています。また、外部に内部通報窓口を設置し通報案件に対して適切に対応するほか、インターナルオーディット部が内部監査計画に従い、当社グループ各社の内部監査を実施しています。

② 情報保存管理体制

当社は、文書管理規程その他の規程に従い、取締役会、各委員会等の議事録その他の業務執行に関する文書を適正に作成、保管、管理しています。

③ リスク管理体制

当社は、各社、各部門の重要なリスク項目を特定したうえで許容レベルにおさまるよう適切な対応策を実施し、その管理状況を四半期ごとに監査委員会及び取締役会に報告しております。当社グループにおける重要な投資案件や技術提携案件などについては、外部の専門家の意見なども踏まえて取締役会において十分な審議を行い、意思決定を行っています。また、インターナルオーディット部は、当社及び子会社のリスク管理体制について、内部監査の結果を踏まえた指導を行っています。

④ 効率的かつ適正な職務執行体制

当社グループは、各社の職務権限規程により役員及び従業員の職務権限を明確に定めるとともに、当社グループの業務が効率的かつ適正に行われるよう、関係規程に従い、子会社の親会社に対する報告、親会社による子会社の監督・指導を適切に行っています。また、取締役会において、適宜、子会社の業務遂行状況が報告されています。インターナルオーディット部は、内部監査の結果に基づき、必要な改善指示を行っています。

⑤ 監査委員会の職務執行体制

監査委員会及び監査委員会の職務を補助する従業員は、随時、インターナルオーディット部との連携を図り、職務を遂行しています。監査委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ、当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び従業員に報告を求めています。また、内部通報案件については、その対応状況について報告を受けています。

⑥ 新たなグループ会社の状況

2023年7月20日付で当社の完全子会社としたイドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社（現 ネクセラファーマジャパン株式会社）及びIdorsia Pharmaceuticals Korea Co., Ltd.（現 Nxera Pharma Korea Co., Ltd.）に関しては、買収後の主な統合活動が完了しましたが、引き続き当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備と適切な運用の徹底に努めています。

● 事業報告

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

将来における剰余金の配当等の決定は、営業成績、財務状況、現金需要、今後の見通し、分配可能利益及びその時点において取締役会が必要と認める他の要素等を考慮して行うこととしています。

当社グループは現在、国際的な競争力をもつバイオ医薬品企業になるべく積極的に投資を行っており、近い将来における剰余金の配当等の実施を予定していません。

取締役会において今後も上記要素を考慮しながら、総合的に判断してまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

● 連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第35期 2024年12月31日現在	科目	第35期 2024年12月31日現在
非流動資産	93,643	非流動負債	67,348
有形固定資産	7,468	繰延税金負債	1,857
のれん	25,693	社債	30,838
無形資産	51,911	借入金	26,889
繰延税金資産	4,021	リース負債	3,483
その他の金融資産	4,518	引当金	493
その他の非流動資産	32	その他の非流動負債	3,788
流動資産	57,855	流動負債	15,632
営業債権及びその他の債権	6,695	営業債務及びその他の債務	4,052
棚卸資産	8,838	未払法人所得税	255
未収法人所得税	2,394	1年内返済予定の長期借入金	5,798
その他の流動資産	3,725	リース負債	892
定期預金	3,935	その他の流動負債	4,635
現金及び現金同等物	32,268	負債合計	82,980
資産合計	151,498	資 本	
		資本金	47,172
		資本剰余金	35,074
		自己株式	△3
		利益剰余金	△20,942
		その他の資本の構成要素	7,217
		親会社の所有者に帰属する持分	68,518
		資本合計	68,518
		負債及び資本合計	151,498

(注) 金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	第35期	
	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	
売上収益		28,835
売上原価		△7,616
売上総利益		21,219
その他の収益・費用		
研究開発費	△11,816	
販売費及び一般管理費	△16,015	
その他の収益	1,289	
その他の費用	△100	△26,642
営業損失		△5,423
金融収益		1,544
金融費用		△783
税引前当期損失		△4,662
法人所得税費用		△176
当期損失		△4,838
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額	807	
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の為替換算差額	4,350	5,157
当期包括利益		319
当期損失の帰属：		
親会社の所有者	△4,838	△4,838
当期包括利益の帰属：		
親会社の所有者	319	319

(注) 金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結持分変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで) (単位：百万円)

	資本金	資本金 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の 資本の構成要素	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
2024年1月1日残高	46,807	34,048	△1	△16,104	2,060	66,810	66,810
当期損失	－	－	－	△4,838	－	△4,838	△4,838
その他の包括利益	－	－	－	－	5,157	5,157	5,157
当期包括利益合計	－	－	－	△4,838	5,157	319	319
新株の発行	365	△365	－	－	－	－	－
株式報酬費用	－	1,392	－	－	－	1,392	1,392
自己株式の取得	－	－	△2	－	－	△2	△2
転換社債型新株予約 権付社債の繰上償還	－	△1	－	－	－	△1	△1
所有者との取引額合計	365	1,026	△2	－	－	1,389	1,389
2024年12月31日残高	47,172	35,074	△3	△20,942	7,217	68,518	68,518

(注)金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第1項に基づき、国際会計基準(以下「IFRS」)に準拠し作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRSで要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

i. 連結子会社の数

6社

ネクセラファーマジャパン株式会社は2024年4月1日付でネクセラファーマジャパン株式会社を吸収合併存続会社、株式会社ソーセイを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

ii. 主要な連結子会社の名称

ネクセラファーマジャパン株式会社

Nxera Pharma UK Limited

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i. 金融資産（デリバティブ除く）

・当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権は発生日に、それ以外の金融資産については当該金融資産の契約上の当事者となる取引日に当初認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で、それ以外の金融資産は公正価値に当該金融資産に直接起因する取引コストを加算した金額で当初測定しております。

当初認識時に、金融資産の分類を下記の順に決定しております。

(a) 負債性金融資産

(あ) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす負債性金融資産

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(い) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(あ)以外の負債性金融資産

(b) 資本性金融資産

(あ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした金融資産（売買目的で保有する金融資産は当該選択をすることはできない）

(い) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(あ)以外の資本性金融資産

・ 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値の変動額を測定し、純損益として認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値の変動額を測定し、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止する場合には、その他の資本の構成要素に計上されている累積損益を利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、投資原価の一部回収とみなされる部分を除いて金融収益の一部として当連結会計年度の純損益として認識しております。

(c) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定し、純損益として認識しております。

・金融資産の認識の中止

金融資産については、以下の場合に、認識を中止しています。

- (a) 金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合
- (b) 金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合
- (c) 金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したが、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、かつ、当該金融資産に対する支配を保持していない場合

・金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。報告日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているかどうかは、報告日ごとに当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、財務情報等の当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが報告日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

当該金融資産が信用減損金融資産であるかどうかは、債務者による支払不履行または滞納、当社グループが債務者に対してそのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者または発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等により判断しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いたものをそれぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付けした加重平均として測定しております。

ある信用減損金融資産の全体または一部分の将来の回収が合理的に見込めず、すべての担保が実現または当社グループに移転された時に、直接減額されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額(貸倒引当金の減少額)を純損益で戻し入れております。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の、減損損失の戻し入れを行った時点での償却原価を超えない金額を上限として戻し入れております。

ii. 金融負債（デリバティブ除く）

・ 当初認識及び測定

金融負債は、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で、償却原価で測定する金融負債は直接帰属する取引費用を控除した金額で当初測定しております。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

・ 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値の変動額を測定し、純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定し、純損益として認識しております。

なお、実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、連結包括利益計算書において「金融費用」として当連結会計年度の純損益として認識しております。

・ 金融負債の認識の中止

金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

iii. デリバティブ

当社グループは、為替リスクを管理するために、先物為替予約取引のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各期末日の公正価値で再測定しております。公正価値の変動は純損益を通じて認識しております。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

iv. 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を現在有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

v. 非金融資産の評価基準及び評価方法

・有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

・のれん

子会社の取得により生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額をもって「のれん」に計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、非支配持分の認識額を含む、譲渡対価の公正価値から、取得時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額で測定しております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位に配分し、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結包括利益計算書において認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

・無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、個別に取得した見積耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用を含めております。

自己創設無形資産

研究活動のための支出は、発生した期間の費用として認識しております。

開発段階で発生した自己創設無形資産は、以下のすべてを立証できる場合に限り、認識しております。

- ・使用または売却できるように無形資産を完成させる技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却する意図
- ・無形資産を使用または売却する能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の完成、それを使用または売却のために必要となる財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

自己創設無形資産の当初の認識額は、無形資産が上記の認識基準を最初に満たした日から発生した費用の合計です。自己創設無形資産が認識できない場合は、開発支出は発生した期間に費用計上しております。

当初認識後、自己創設無形資産は他の無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識した後、個別に取得した無形資産と同様の方針で、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

・リース（借手）

当社グループは、契約時に当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しております。

当初認識及び測定

契約の開始時に、使用権資産はリース負債の当初測定のコストに加えて原資産の解体及び除去、原資産または原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを考慮して測定しております。また、リース負債は、残存リース料を契約開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。

事後測定

使用権資産は、リース期間または使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。リース負債は、支払われたリース料からリース負債残高に対して一定の利率となるように算出した金利費用を控除した金額を帳簿価額から減額しております。

表示

当社グループは、連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」に含めて表示しております。また、連結包括利益計算書において、リース負債残高に対して一定の利率となるように算出した金利費用を「金融費用」に含めて表示しております。

短期リース及び少額資産リース

当社グループは、リース期間が12か月以内の短期リース及び少額資産リースについて、IFRS第16号「リース」の免除規定を適用し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

・棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、先入先出法に基づいて算定しており、購入原価及び加工費用を含んでおります。

vi. 非金融資産の減損

当社グループの非金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産の固有リスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産または資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しておりますが、原則として事業を行う地域及び事業の種類を資金生成単位としております。

全社資産は、独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。外部からのキャッシュ・イン・フローがない資産については、キャッシュ・イン・フローを生み出す資金生成単位に含めて、回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

のれんに関連する減損損失については、戻し入れを行っておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、報告日ごとに、損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。

減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻し入れております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i. 有形固定資産

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法により算定しております。見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

減価償却費の算定で使用されている見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3～16年
機械装置	4～ 8年
工具、器具及び備品	2～18年
使用権資産	2～16年

ii. 無形資産

償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

償却費の算定で使用了な見積耐用年数は以下のとおりです。

製品関連	16～28年
基盤技術	12～20年
顧客関連	20年

耐用年数が確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、償却を行わず、毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しております。

③ 重要な引当金の計上基準

当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

引当金は、現時点の貨幣の時間価値の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、債務の決済に必要とされると見込まれる支出の現在価値として測定しております。時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して見積り、認識及び測定しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

- ステップ1： 顧客との契約を識別する
- ステップ2： 契約における履行義務を識別する
- ステップ3： 取引価格を算定する
- ステップ4： 取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5： 企業が履行義務を充足した時に（または充足するにつれて）収益を識別する

製品供給収入

製品供給収入は、販売先の検収時点で収益を認識しております。

ライセンス

顧客がライセンスからの便益をそれ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができ、かつ、ライセンスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である場合に、ライセンスが他の財またはサービスと区別されると判断しております。

ライセンスが他の財またはサービスと区別される履行義務であると判断される場合において、次の3つの要件全てに該当する場合には知的財産にアクセスする権利を有していると判断し一定期間にわたって収益認識しており、それ以外の場合には知的財産を使用する権利を有していると判断し一時点で収益認識しております。

- ・顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与える活動を当社グループが行うことを、契約が要求しているかまたは顧客が合理的に期待している。
- ・ライセンスによって供与される権利により企業の活動の正または負の影響に顧客が直接晒される。
- ・上記の結果、当該活動が生じるにつれて顧客に財またはサービスが移転することがない。

(a) ライセンスが他の財またはサービスと区別され、使用権と評価された場合

契約一時金

一時点で充足される履行義務は、ライセンスを付与した時点で収益を認識しております。

開発マイルストーン収入

事後に重大な収益の戻入れが生じる可能性を考慮し、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストンの達成が確実となった時点で収益を認識しております。

販売マイルストーン収入及び販売ロイヤリティ収入

契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その達成時点若しくは発生時点、または履行義務の充足時点のいずれか遅い時点に収益を認識しております。

(b) ライセンスが他の財またはサービスと区別され、アクセス権と評価された場合

該当事項はありません。

研究開発受託

当社グループが履行するにつれて提供される便益を顧客は同時に受け取って消費するため、研究開発受託に係る収益は一定期間にわたって認識しております。

(a) 契約一時金及びマイルストーン収入

契約一時金及び開発マイルストーン収入

一時点で充足されない履行義務で、履行義務の充足前に対価を受領している場合には、当該対価を契約負債として計上しております。研究開発計画の開始時から完了予定時までの総見積時間または費用に対する期末日までの実際発生時間または費用の割合に応じて、収益計上額を測定し同額の契約負債を取り崩しております。ただし、開発マイルストーン収入に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性が解消されるまでに認識した収益累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いと見込まれる範囲でのみ収益を認識しております。

(b) 研究開発受託契約に基づき得られる収入

契約に基づき、サービス提供時間に時間単価を乗じて収益計上額を測定しております。

ライセンスの取引価格については、残余アプローチを用いて算出した独立販売価格に基づいて配分しており、対価は合意された履行義務の充足若しくは契約条件の達成時点から1年以内に受領しています。

次の要件の両方に該当する場合には、変動対価を特定の履行義務のみに配分しております。

- ・当社グループの特定の履行義務の充足若しくは財またはサービスの提供により、支払条件が変動する。
- ・契約上のすべての履行義務及び支払条件を考慮した結果、変動対価全体を特定の履行義務若しくは財またはサービスに配分することが、適切に取引価格を各履行義務に配分するという目的に合致する。

なお、当社グループの締結するライセンス契約や研究開発契約等には重大な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

i. 外貨建取引

外貨建取引は取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートを用いて換算しております。

再換算または決済により発生した換算差額は、その期間の「金融収益」または「金融費用」で認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、連結包括利益計算書の「その他の包括利益」で認識し、換算差額の累積額は連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しております。

ii. 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体(海外子会社)の資産及び負債は期末日の為替レートで、収益及び費用は著しい変動がない限り期中平均為替レートで、それぞれ日本円に換算しております。

在外営業活動体の計算書類の換算から発生した為替換算差額は連結包括利益計算書の「その他の包括利益」で認識し、為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

(1) のれん及び無形資産の評価及び減損

① 連結計算書類に記載した金額

	当連結会計年度末残高
のれん	25,693百万円
無形資産	51,911百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類に記載した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社グループの非金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結包括利益計算書において認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

のれんの資金生成単位または資金生成単位グループについては、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しておりますが、原則として事業を行う地域及び事業の種類を資金生成単位としております。無形資産は概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行って

おります。

(a) 創薬に係る資金生成単位ののれん及び無形資産の回収可能価額

創薬に係る資金生成単位の回収可能価額は、事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もり、処分コスト控除後の公正価値を用いて評価されています。事業計画及び処分コスト控除後の公正価値の算定に用いられる仮定には、開発品の上市を含むマイルストンの達成時期、研究開発の成功確率、将来予想される医薬品売上高等を含む収益の予測計画及び割引率等が含まれます。これらの仮定の設定にあたり、当社グループは業界の知見、外部の情報源、競合他社の状況及び業界動向等を考慮しております。

(b) 医薬品販売に係る資金生成単位グループののれん及び無形資産の回収可能価額

医薬品販売に係る資金生成単位グループの回収可能価額は、事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もり、使用価値を用いて評価されています。事業計画及び使用価値の算定に用いられる仮定には、関連する医薬品の市場規模や市場占有率の予測、関連費用である販売費及び研究開発費の予測、事業計画後の成長率及び割引率等が含まれます。これらの仮定の設定にあたり、当社グループは業界の知見、外部の情報源、競合他社の状況及び業界動向等を考慮しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

マイルストンの達成時期や医薬品の市場占有率等の不確実性に起因して、経営者による将来キャッシュ・フローの見積額及び見積時間と実績との間に重要な乖離が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 収益認識

研究開発受託のうち契約一時金及び開発マイルストーン収入に係る収益認識

① 連結計算書類に記載した金額

契約負債の当連結会計年度末残高	6,887百万円
契約負債のうち、収益認識した金額	2,658百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類に記載した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

一時点で充足されない履行義務で、履行義務の充足前に対価を受領している場合には、当該対価を契約負債として計上しております。

研究開発計画の開始時から完了予定時までの総見積時間または費用に対する期末日までの実際発生時間または費用の割合に応じて、収益計上額を測定し同額の契約負債を取り崩しております。

下記の理由から、総見積時間の算定には不確実性を伴うという特性があります。

- i 研究開発は一般に長期にわたる上にプロジェクトごとの個別性が強い。
- ii その性質上、成果の発現は保証されるものではなく、研究開発の進捗状況によって必要とされる総見積時間または費用も変化する。
- iii 研究開発計画の総見積時間または費用は専門知識や研究開発の経験を有するプロジェクトマネジャーの判断に依拠するという主観性を有している。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

総見積時間または費用がこれらの不確実性等に起因して変動することにより、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する収益計上額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,120百万円

(2) コミットメントライン契約

コミットメントライン契約の契約限度額は4,400百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

当社は、2022年12月30日にコミットメントライン契約を締結し、2024年12月にみずほ銀行他2行と契約を更新いたしました（貸付極度額4,400百万円）。当該コミットメントライン契約により、各年度の連結会計年度、第2四半期連結会計期間の末日において、2022年12月期第2四半期末日の連結財政状態計算書上の資本合計の75%以上を維持することを要求する財務制限条項が付されております。また、2023年12月に1年間と2024年12月にさらに1年間、それぞれ契約を延長し、現在の契約期間は2025年12月30日までとなっております。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	89,446,777株	456,081株	－	89,902,858株

(注)普通株式の株式数の増加は、事後交付型株式報酬(RSU)制度にかかる新株の割当（456,081株）、によるものです。

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 18,036,951株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは資金運用については短期的かつリスクの少ない商品に限定し、リスクの低減を図っており、投機的な取引は行いません。また、新株発行、社債発行、銀行借入、及びリース等により資金調達を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先ごとの期日管理、残高管理を行っております。営業債務及びその他の債務は1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

2024年12月31日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	連結財政状態計算書 計上額	公正価値	差額
その他の金融資産	4,518	4,518	－
営業債権及びその他の債権	6,695	6,695	－
定期預金	3,935	3,935	－
現金及び現金同等物	32,268	32,268	－
社債	30,838	31,092	254
借入金	32,687	32,655	△32
営業債務及びその他の債務	4,052	4,052	－

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品のレベル1からレベル3までの公正価値ヒエラルキーに基づく分類は以下のとおりです。

レベル1：同一の資産または負債について活発な市場における(未調整の)公表価格

レベル2：当該資産または負債について直接にまたは間接に観察可能なレベル1に含まれる公表価格以外のインプットを使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値

① 経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	－	－	36	36
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	2,601	－	1,293	3,894
合計	2,601	－	1,329	3,930

② 償却原価で測定する金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融負債：				
社債	－	31,092	－	31,092
借入金	－	32,655	－	32,655
合計	－	63,747	－	63,747

(注)金融商品の公正価値の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1. 金融資産

金融資産は、連結財政状態計算書のその他の金融資産に計上されており、内訳は以下のとおりです。

上場株式

上場株式は、取引所の価格により公正価値を算定しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その公正価値をレベル1の公正価値に分類しております。

非上場株式

非上場株式は、純資産、将来キャッシュ・フロー及び将来収益性等に基づいた評価モデル等により公正価値を算定しており、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。観察不能なインプットを含む評価技法により公正価値を算定しているため、その公正価値をレベル3の公正価値に分類しております。

2. 金融負債

金融負債は、社債及び借入金により構成されております。

社債

転換社債型新株予約権付社債の社債部分については、将来支払う元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しており、その公正価値をレベル2の公正価値に分類しております。

借入金

借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合において想定される利率で割り引いた現在価値で算定しており、その公正価値をレベル2の公正価値に分類しております。

(4) 社債、借入金及びリース負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
社債	－	32,000	－
借入金	5,800	23,200	3,750
リース負債	1,032	2,777	1,196

6. 収益認識に関する注記

当社グループは、医薬品の販売、第三者との間で締結した医薬品の販売権・開発品または製品の開発などに関するライセンス契約や研究開発契約等に基づき収益を得ております。当社グループの収益における、経営管理のための分類及び履行義務に基づく分類はそれぞれ次のとおりです。

(1) 経営管理のための分類

- ・ 上市済製品 ： 医薬品の販売により得られる収入、ロイヤリティ収入、製造販売承認前の契約一時金収入及びマイルストーン収入、販売マイルストーン収入
- ・ 研究・開発 ： 研究・開発提携に関する契約一時金収入、開発マイルストーン収入、研究開発受託契約に基づき得られる収入

(2) 履行義務に基づく分類

履行義務に基づく分類は、連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 経営管理のための収益区分と履行義務の区分との関係

(単位：百万円)

	履行義務			
	製品供給収入	ライセンス	研究開発受託	計
上市済製品	13,459	2,789	－	16,248
研究・開発	－	9,898	2,689	12,587
計	13,459	12,687	2,689	28,835

(注)上記の内、過去の期間に充足された履行義務は、11,044百万円です。

(4) 契約残高

① 顧客との契約から生じた債権

連結財政状態計算書上、「営業債権及びその他の債権」に含めて表示しております。

② 契約負債

連結財政状態計算書上、契約負債を「その他の非流動負債」及び「その他の流動負債」に含めて表示しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
期首残高	5,260
期首残高の内、収益認識した金額	△1,010
為替換算差額	522
新たに契約負債に認識され、翌期へ繰り越される金額	2,144
期末残高	6,916
その他の非流動負債	3,776
その他の流動負債	3,140

(5) 残存履行義務に配分した取引価格

創業のうち開発サービスに係る収入は、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストーン達成まで不確実性が解消しないと見込まれることから、残存履行義務に配分した取引価額には含めておりません。また研究開発受託により得られる収入は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項(b)及びB16項に従い実務上の便法として、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、残存履行義務に配分した取引価格を記載しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分

762円15銭

(2) 基本的1株当たり当期損失(△)

△53円92銭

● 計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第35期 2024年12月31日現在	科目	第35期 2024年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	16,999	流動負債	8,249
現金及び預金	6,449	未払金	1,252
棚卸資産	8,362	未払費用	102
前払費用	297	未払法人税等	64
未収消費税	614	1年内返済予定の長期借入金	5,800
その他	1,277	預り金	51
		役員賞与引当金	314
固定資産	119,128	賞与引当金	250
有形固定資産	8	株式報酬引当金	346
工具、器具及び備品	8	その他	70
無形固定資産	43,002	固定負債	59,823
販売権	42,990	長期借入金	26,950
ソフトウェア	12	新株予約権付社債	32,633
投資その他の資産	76,118	株式報酬引当金	240
関係会社株式	58,566	負債合計	68,072
関係会社長期貸付金	17,485	純資産の部	
出資金	67	株主資本	67,837
資産合計	136,127	資本金	47,172
		資本剰余金	35,289
		資本準備金	35,289
		利益剰余金	△14,621
		その他利益剰余金	△14,621
		繰越利益剰余金	△14,621
		自己株式	△3
		評価・換算差額等	△15
		その他有価証券評価差額金	△15
		新株予約権	233
		純資産合計	68,055
		負債純資産合計	136,127

(注) 金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第35期	
	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	
売上高		6,581
売上原価		2,284
売上総利益		4,297
販売費及び一般管理費		8,921
営業損失（△）		△4,624
営業外収益		
受取利息	361	
関係会社受取配当金	2,925	
為替差益	44	
雑収入	5	3,335
営業外費用		
支払利息	215	
支払手数料	15	
雑損失	26	256
経常損失（△）		△1,545
特別利益		
事業分離による条件付対価実現益	375	
新株予約権戻入益	3	
関係会社貸倒引当金戻入額	3,318	3,696
税引前当期純利益		2,151
法人税、住民税及び事業税	7	7
当期純利益		2,144

(注) 金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
			繰 越 利 益 剰 余 金		
2024年1月1日残高	46,807	34,924	△16,765	△1	64,965
事業年度中の変動額					
新株の発行	365	365	－	－	730
当期純利益	－	－	2,144	－	2,144
自己株式の取得	－	－	－	△2	△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	365	365	2,144	△2	2,872
2024年12月31日残高	47,172	35,289	△14,621	△3	67,837

	評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金		
2024年1月1日残高	△0	235	65,200
事業年度中の変動額			
新株の発行	－	－	730
当期純利益	－	－	2,144
自己株式の取得	－	－	△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△15	△2	△17
事業年度中の変動額合計	△15	△2	2,855
2024年12月31日残高	△15	233	68,055

(注)金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

原材料・半製品

先入先出法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりです。

工具、器具及び備品 6～18年

② 無形固定資産(リース資産除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を見積計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当事業年度の費

④ 株式報酬引当金

用とすべき額を見積計上しております。
事後交付型株式報酬(RSU)制度及び業績連動型株式報酬(PSU)制度に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

① 製品供給収入

製品供給収入は、販売先の検収時点で収益を認識しております。

② ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、提携先の売上計上時点で収益を認識しております。

③ 管理手数料収入

管理手数料収入は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 計算書類に記載した金額

	当事業年度末残高
関係会社株式	58,566百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類に記載した金額の算出方法及び計算に用いた主要な仮定

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて投資についての評価損を認識しております。減損判定に用いられる実質価額は、関係会社より入手した一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した期末日までに入手し得る直近の決算書における純資産額等を基礎とし、取得時の超過収益力を加味して算定しています。そのため、連結計算書類における「2. 会計上の見積りに関する注記」の「(1)のれん及び無形資産の評価及び減損」に記載した会計上の見積りにおける主要な仮定が、実質価額の算定結果に重要な影響を及ぼします。

翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な事象により、評価損の計上が必要になる可能性があります。

(2) 販売権の評価及び減損

① 計算書類に記載した金額

	当事業年度末残高
販売権	42,990百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類に記載した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社の販売権は概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。資産グループに減損の兆候がある場合は、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判断しております。減損損失を認識すべきと判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額が減損損失として計上されます。

減損の兆候には、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスである場合やマイナスとなる見込みである場合や経営環境が著しく悪化したか、悪化する見込みである場合などが含まれます。

翌事業年度の計算書類に与える影響

販売権の取得価額は関連する医薬品に係る事業計画を基礎に算定されていることから、実績が計画に対し大幅な未達となる場合には、減損の兆候が生じ、減損損失を計上する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

6百万円

(2) 保証債務

当社の子会社であるNxera Pharma UK Limitedが締結した土地建物賃貸借契約に基づく同社の債務に関して、債務保証を行っております。当事業年度末の保証額の合計は2,628百万円となっております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	15,443百万円
営業外取引	274百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	335株	1,580株	－	1,915株

(注)普通株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加1,580株によるものです。

6. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(5) 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	4,029百万円
関係会社株式	3,135百万円
その他	576百万円
繰延税金資産小計	7,740百万円
評価性引当額	△7,740百万円
繰延税金資産合計	－百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
子 会 社	ネクスラファーマ マジパン株式会社	所 直 有 接 100.0	製 品 販 売 製 品 関 連 業 務 の 委 託 資 金 の 援 助 役 員 の 兼 任 等	製 品 販 売	8,428	関 係 会 社 売 掛 金	－
				業 務 委 託	3,749	関 係 会 社 未 払 金	－
				販 売 費 用	1,528		
				－	－	関 係 会 社 長 期 貸 付 金 (注) 3	17,285
				債 務 被 保 証 (注) 4	32,750	－	－
子 会 社	Nxera Pharma UK Limited	所 直 有 接 100.0	管 理 業 務 の 受 託 役 員 の 兼 任 等	業 務 受 託	1,283	関 係 会 社 未 収 入 金	－
				債 務 保 証 の 引 受 (注) 6	2,628	－	－

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件を前提に、両者協議し合意の上決定しております。
2. 資金の回収及び利息の受取は資金状況を勘案しながら行っております。
3. ネクスラファーママジパン株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 当社は、金融機関からの借入金に対してネクスラファーママジパン株式会社より債務保証を受けております。
5. 株式会社ソーセイへの長期貸付金に対して、前事業年度末において貸倒引当金3,318百万円を計上していましたが、2024年4月1日付でネクスラファーママジパン株式会社を吸収合併存続会社、株式会社ソーセイを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、債権の回収が見込まれるようになったため、当事業年度において3,318百万円の関係会社貸倒引当金戻入額を計上しております。
6. Nxera Pharma UK Limitedが締結した土地建物賃貸借契約に基づく同社の債務に関して、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	氏 名	議 決 権 等 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
役 員	田村 真一	被所有 直 接 0.68	取締役会会長	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	88	—	—
役 員	クリストファー・ カーギル	被所有 直 接 0.08	取 締 役 代表執行役社長 C E O	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	115	—	—
役 員	遠山 友寛	被所有 直 接 0.07	取 締 役	弁護士報酬 (注) 3 金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	13 18	未 払 金 —	— —
役 員	加賀 邦明	被所有 直 接 0.05	取 締 役	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	18	—	—
役 員	デビッド・ ロ布林	被所有 直 接 0.01	取 締 役	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	18	—	—
役 員	永井 智亮	被所有 直 接 0.04	取 締 役	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	18	—	—
役 員	ロルフ・ ソダストロム	被所有 直 接 0.02	取 締 役	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	18	—	—
役 員	関 美和	被所有 直 接 0.02	取 締 役	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	18	—	—
役 員	富田 英子	被所有 直 接 0.00	取 締 役	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	18	—	—
役 員	野村 広之進	被所有 直 接 0.01	執行役CFO	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	18	—	—
役 員	キーラン・ ジョンソン	被所有 直 接 0.02	執行役CAO	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	26	—	—
役 員	吉住 和彦	被所有 直 接 0.02	執行役CCO	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	17	—	—
役 員	マシュー・ パーンズ	被所有 直 接 0.01	執 行 役	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	25	—	—
役 員	キャンデル・ チョン	被所有 直 接 0.02	執 行 役	金銭報酬債権の現 物出資 (注) 2	16	—	—

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の契約内容に基づき決定しております。
2. 事後交付型株式報酬(RSU)制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。
3. 取締役遠山友寛氏との取引は、同氏がパートナーを務めるTMI総合法律事務所との取引を記載しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	754円41銭
(2) 1 株当たり当期純利益	23円89銭

● 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書			
ネクセラファーマ株式会社		2025年2月14日	
取締役会 御中			
		EY新日本有限責任監査法人	
		東京事務所	
		指定有限責任社員	公認会計士 田中 清人
		業務執行社員	
		指定有限責任社員	公認会計士 中田 裕之
		業務執行社員	
監査意見			
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネクセラファーマ株式会社（旧 そーせいグループ株式会社）の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ネクセラファーマ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りと判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

ネクセラファーマ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 清 人
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 田 裕 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネクセラファーマ株式会社（旧 そーせいグループ株式会社）の2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 委 員 会 の 監 査 報 告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、各監査委員は取締役会その他重要な会議に出席し、インテールオーデット部と連携の上、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告及び説明を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けています。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月14日

ネクスラファーマ株式会社 監査委員会

監査委員長 Rolf Soderstrom ㊞

監 査 委 員 遠 山 友 寛 ㊞

監 査 委 員 加 賀 邦 明 ㊞

監 査 委 員 永 井 智 亮 ㊞

監 査 委 員 関 美 和 ㊞

監 査 委 員 富 田 英 子 ㊞

(注) 監査委員会は、委員全員が会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以 上

TOPICS

数字で見る当社の概要

概要

290億円

年間収益

360億円

手元現金

350名以上

拠点5ヵ所の従業員数

重点疾患分野

神経疾患／
神経精神疾患
1,200億ドル以上
の市場規模

代謝性疾患
1,500億ドル以上
の市場規模

免疫疾患／
消化器疾患
3,000億ドル以上
の市場規模

製品および開発プログラム数

- 2** 日本での上市済製品
- 10** 臨床段階の提携プログラム
- 3** 臨床段階の自社開発プログラム

研究開発活動

- ✓ 最大**400**個にのぼる未創薬のGPCRに焦点を当てる
- ✓ **1,500**件の取得済み特許
- ✓ **10以上**の創薬プログラムが稼働中

TOPICS

主要パイプライン一覧 (2025年1月末現在)



注：*APAC（中国を除く）には、日本、韓国、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムを含む。

定時株主総会会場ご案内図

2025年3月26日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)

｜ 会場 ｜ ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士の間
東京都千代田区隼町1番1号 TEL：03-3288-0111

｜ 交通 ｜ 半蔵門線 半蔵門駅
「1番出口」から徒歩2分
「6番出口」から徒歩3分
※6番出口は地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。

有楽町線 麹町駅 「1番出口」から徒歩8分

インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の模様は、当日インターネットを通じてリアルタイムでご視聴いただけるようライブ配信を行います。

詳細につきましては、同封のリーフレットをご覧ください。

※今後の状況により、インターネットによるライブ配信に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nxera.life/jp>)にてお知らせいたします。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



ネクセラファーマ株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト7F
<https://www.nxera.life/jp>

